

74 現任判事補検事補にして判事登用試験の及第者判事登用の件請議
〔明治二十年三月〕

(注記1) 司法省秘第一二七号
現任判事補検事補ニシテ判事登用試験ニ及第シタル者ノ儀ニ付請議

儀ニ付請議

本月初旬判事登用規則ニ依リ裁判ヲ挙行シ現任判事補検事補ヲシテ之ニ応セシメ候エハ多少及第スル者有之同規則第二条ニ依レハ右及第者ハ先ツ判事試補トナリ一箇年以上始審裁判所ニ試用セラル可キ者ニ有之候抑モ試験及第者ヲ試用スルハ事務ヲ見習ハシムルノ趣意ニ出タル義ト存候然ルニ当度ノ及第者ハ孰レモ事務ニ習熟致シ居候エハ此上試用スルノ必要無之儀ト存候就テハ此度ノ試験及第者ニ限り試補ノ例ヲ用ヒス直チニ判事ニ登用相成候様致シ度此段請閣議候也

明治二十年一月二十七日

司法大臣伯爵 山田顯義

内閣総理大臣伯爵 伊藤博文殿

(朱書) 請議ノ趣ハ其意見ノ通タルヘシ
明治二十年三月二日

(注記5) 明治二十年二月十日
内閣総理大臣 花押

法制局長官 印

(金井) (巖谷) 印 印

各省大臣	
内務 (山根) 印	外務 (井上) 花押
陸軍 (大山) 印	大蔵 (松方) 印
司法 (山田) 印	海軍 (大山) 印
農商務	文部
	通信 (榎本) 印

別紙司法省請議現任判事補検事補ニシテ判事登用試験ニ及第シタル者ヲ直ニ判事ニ登用ノ件ヲ審査スルニ判事登用規則第二条ノ明文ニ法学士代言人及法学生等ノ試験及第者ヲ登用スル時ハ先ツ判事試補ニ任シ一ケ年以上始審裁判所ニ試用シ事務ヲ見習ハシムルノ旨趣ナルモ現任判事補検事補ノ如キ従来事務習熟ノ者ニアリテハ司法省意見ノ通直ニ判事ニ登用相成可然儀ト信認ス依テ指令案左ノ通ニテ可然哉

指令案

請議ノ趣ハ其意見ノ通タルヘシ

(朱書) 〔明治二十年三月二日〕 (山田) 印

(朱書) 参照

判事登用規則 十七年十二月二十六日 太政官第百二号達

上略

第式条 法学士代言人及ヒ試験及第者ヲ登用スル時ハ先ツ始審裁判所ノ(御用掛)ヲ命シ一年以上事務ヲ見習ハシメ判事定員ノ欠アルニ随ヒ其本官ニ任スルモノトス

法学士ニシテ代言人タル者ハ二年以上其他ノ代言人ハ五年以上其業ヲ務メ学識試験卓絶ナル者ハ判事定員ニ欠アル時直ニ其本官ニ登用スルコトアルヘシ

(御用掛) 服務一年以上ノ者ハ時宜ニ因リ検事ニ登用スルコ

トアルヘシ
以下略

(注記 1)

「法制局^甲第二八号」

(注記 2)

「法制局」^甲「司法部」

(注記 3)

「三十二」(簿冊内件名番号)

(注記 4)

「甲二三」

(注記 5)

「司甲二三号」

(注記 6)

「済」

〔公文類聚 第十一編 明治二〕
〔十年 第五卷〕 2A, 11, ②292〕